

平成 21 年 7 月 1 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「平成 22 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の 申請に関する重要事項

平成 22 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者の登録申請等における、主な変更点及び注意点は以下の通りです。内容を十分確認の上対応ください。

1. 登録要件等の変更

- (1) 事業者登録規程の一部改訂を行った。
- (2) 登録申請事業者の「事業者区分」と「施設区分」等により、提出が必要となる登録申請書類が異なる。(昨年度は、全ての事業者に、全ての登録申請書類の提出を求めた)
- (3) プラスチック製容器包装再生処理ガイドラインを一部修正し、平成 22 年から実施する (①は平成 21 年度より実施)。
 - ① 材料リサイクルで再商品化製品を自社利用する場合は、自社利用工程の歩留まりを 90%と定めた。
 - ② 材料リサイクルで再商品化製品（フレーク・フラフまたは減容品）を特定再商品化製品利用事業者に販売し、特定再商品化製品利用事業者の製品がペレットの場合は、ペレットの販売先を月次報告に記載して報告を求めることとした。なお、このペレットは海外への輸出を認めない。
 - ③ 材料リサイクル再商品化製品利用製品の用途において、“プラスチック成形品とは製品重量の 50%超がプラスチックであることが必要である”の規程に例外規定を設けた。
 - ④ ケミカルリサイクル手法による再商品化製品の品質基準で、ガス化の塩化水素の項目を一部修正した。
 - ⑤ 材料リサイクル再商品化製品の製造ロットでの製品識別方法について追加した。

2. 材料リサイクル手法優先

平成 21 年度の材料リサイクル優先の条件は次頁【参考】のとおりであった。

平成 22 年度については、現在、“中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 プラスチック製容器包装に係る再商品化専門委員会”と“産業構造審議会環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会”合同会合（以下：手法検討会）において、材料リサイクルの優先的取扱いについて審議されていますが、未だ結論が出ていない。この結論が決まり次第、材料リサイクル手法優先について国と調整して定め、再商品化事業者各位に連絡する予定である。

【参 考】「平成 21 年度材料リサイクル優先条件」

- (1) 材料リサイクル手法の登録再生処理事業者の内、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合には、平成 21 年度入札に当たり優先的に取り扱う
- (2) 材料リサイクル手法において、優先扱いとなる品質基準値
 - ア. 塩素分 平成 21 年度 0.3%以下
 - イ. 主成分 平成 21 年度 90%以上
 - ウ. 水分 平成 21 年度 ペレット・減容品 1%以下、フレーク・フラフ 3%以下
- (3) 優先を得る再生処理事業者
 - ① 平成 20 年度契約事業者については、(2) の平成 21 年度の優先扱いとなる品質基準値を満たしている者
 - ② 平成 21 年度に新規申請する事業者および平成 20 年度登録事業者であるが未契約の事業者についてはサンプル提出が困難なため、(2) の品質基準値を平成 21 年度登録申請にて満たしている者については、協会査定量×優先率を優先量とする。但し、平成 21 年 4 月以降再商品化を実施し品質基準値未達成の場合には、その時点で優先分の契約を解除する

なお、平成 22 年度の優先判定のため、平成 21 年度契約事業者については、本年 4 月以降、協会が事前通告なしで試料の提供を求め（立入検査等において試料採取を行う）、協会にて試料の分析を実施している。協会による試料採取は、複数回実施する場合もある。水分については、7、8 月の出荷時の実績値に基づき判定する。

3. 平成 22 年度入札選定方法

- (1) 手法検討会の結論を基に修正を加える。
- (2) 上限値を設定し、それを超える入札は入札選定において除外する。
- (3) 参考資料 2 「プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法及び選定結果の連絡方法について」は平成 21 年度版であり、平成 22 年度版は入札説明会資料にて提示する。

4. 再商品化製品の適正利用

環境省の“容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会”において、再商品化製品の適正な利用の確保が強く求められている。このため再商品化製品利用の管理強化を継続する。

- (1) 商社等及び委託加工を行なっている委託元の引取り同意書は認めない。
- (2) 再生処理事業者は、再商品化製品利用事業者と引取り同意書を作成するにあたり、次のことを確認すること。
 - ① 再商品化製品の要求品質が満たされていること。
 - ② 再商品化製品利用施設が平成 21 年 9 月末までに完成し、かつ再商品化製品を利用した製造にあたり十分な技術力があることを、再生処理事業者が現地に赴いて確認すること。

- ③ 再商品化製品利用製品の用途が協会ガイドラインを満たし、かつ販売先が確保されていること。
- ④ 再商品化製品利用事業者名および用途を協会が公表するものであること。
- (3) 再商品化製品の利用について、「再商品化製品利用証明書」の提出を求める。「再商品化製品利用証明書」が提出されない場合や協会からの適正利用についての問合せに関し、再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者から必要にして十分な説明がなされない場合には引取り同意書を無効とする。
- (4) 商社等が介在する場合には、様式5付属⑤に商社等の代表者にも記名捺印を求め、上記(3)について同様の対応をする。

5. 再生処理事業者における品質基準等の遵守状況、および再商品化製品利用事業者名と利用製品の公表

- (1) 材料リサイクルについては、協会による各社の再商品化製品の品質評価結果を公表する。
- (2) 全ての手法において、再商品化製品の最終的な利用状況に関する情報を把握するため、再生処理事業者・利用事業者へ情報提供を求め利用事業者名（公表に同意した事業者）を含め公表する。
- (3) 全ての手法において、再生処理事業者から利用事業者に対する実績販売単価の報告を求め、統計データを公表する。
- (4) 全ての手法において、再生処理事業者へ環境負荷に関する情報（残渣の処理方法等）を求め、統計データを公表する。

以上